

令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）  
 要望調査における配分基準表による配分基準ポイント算出の留意事項＜令和2年11月追加要望調査用＞（未定稿）

- ◎ 下記の項目は、助成対象者の取組内容について該当するもの。  
 また、配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、事業実施地区内での取組により算定するものとする。  
 なお、実施主体等は、項目に係る実績等について客観的な資料等により確認し、当該資料は整理・保存しておくものとする。

項目	現状の水準	点数	運用
			・現時点：令和2年11月16日（要望調査開始の前日）
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。ただし、④の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 （ア）直近年度の付加価値額		<ul style="list-style-type: none"> <li>・付加価値額とは、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。</li> <li>・付加価値額は、助成対象者の農業経営全体の付加価値額とする（助成対象者が農業及び農業関連事業以外の事業を行っている場合、その事業の付加価値額は除く。）。</li> <li>・部門や支店で区分経理が行われている場合は、区分経理されている範囲を経営全体として取組を行うことも可能。</li> <li>・収入総額には、原則として補助金収入を含むが、農業次世代人材投資事業（経営開始型）は含めない。なお、収入に含めた場合に適切な目標設定や評価が困難となると事業実施主体が判断する補助金は、収入から除くことができる。</li> <li>・直近年度の付加価値額がゼロやマイナスである場合は、現状ポイント及び目標ポイントの加点はできない。 ただし、新規就農者の場合にあつては目標ポイントにおいて、イの（イ）「目標年度の付加価値額」を適用することができる。</li> <li>・加算する人件費は、費用総額（個人）又は売上原価並びに販売費及び一般管理費（法人）等の算定に計上される人件費である。</li> <li>・就業者には役員・構成員を含む。</li> <li>・直近年度の付加価値額は元年度のデータを使用して算出する。</li> </ul>
	a 基準額（600万円）以上	1点	
	b 基準額の50%増し（900万円）以上	2点	
	c 基準額の100%増し（1,200万円）以上	3点	
	d 基準額の200%増し（1,800万円）以上	4点	
	（イ）直近年度の就業者1人当たり付加価値額		
	a 基準額（250万円）以上	1点	
	b 基準額の25%増し（313万円）以上	2点	
	c 基準額の50%増し（375万円）以上	3点	
	d 基準額の100%増し（500万円）以上	4点	
	（注）臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定（小数点第2位を四捨五入）。		
イ 目標ポイント ④の新規就農ポイントの加点を受ける者にあつては（イ）、その他の者は（ア）の取組に該			

	<p>当している。  (ア) 目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率</p>		
	a 3%以上	1点	
	b 5%以上	2点	
	c 7%以上	3点	
	d 9%以上	4点	
	e 12%以上	5点	
	f 15%以上	6点	
	(イ) 目標年度の付加価値額		
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農後経過年数は、就農した日から起算して、目標年度の末日までに経過する年数(経過中の年を含む。)とする。</li> </ul>
	b 基準額の10%増し以上	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年度に就農する者の場合、目標年度(4年度)における就農後経過年数は3年となる。</li> </ul>
	c 基準額の20%増し以上	4点	
	d 基準額の30%増し以上	5点	
	e 基準額の40%増し以上	6点	
② 経営面積の拡大	<p>事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当している。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度以降に農業経営全体で経営面積の拡大に取り組み、現時点で経営面積が拡大していること。</li> </ul>
	<p>ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。</p>	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けており」とは、現時点で、経営面積のうち、農地中間管理機構からの賃借権等の設定を受けている農地がある場合をいう。</li> <li>「目標年度に現状より〇ha以上の経営面積を拡大を行うこととしている」とは、今後、目標年度までに、導入する施設等と関連する作目の経営面積を拡大する場合をいう。</li> </ul>
	<p>イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25h</p>	4点	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア～オ(エにおいて、単に農地中間管理機構から賃借権等の設定</li> </ul>

	a) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		等を受けている場合を除く。) を選択した場合は成果目標 (②の経営面積の拡大) の設定を行う必要がある。
	ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha (施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業受託に伴う拡大面積や、新たに土地 (非農地) を開畑して農地として活用する土地面積もカウントできる。 ただし、従来から営農している面積内での転換 (例: 田から施設園芸) は、カウントできない。</li> <li>畜産を行う経営体の場合、家畜 (禽) の増頭 (羽) を面積の拡大に読みかえることが可能。ただし、目標拡大面積については〇haなどの条件にあてはめることができないため、オのみ該当する。</li> </ul>
	エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha (営農類型が施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2点	※経営面積とは、経営体が経営する耕地面積及び農作業受託面積をいう (権利設定のない賃貸借等、いわゆるヤミ小作は含めない)。
	オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1点	
	<p>なお、実質化された人・農地プランの「対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針」等において、地域集落内の農地を追加的に引き受ける中心経営体として位置付けられている場合は、2点を加点する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本項目における実質化された人・農地プランとは、人・農地プランの具体的な進め方について (令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知) の <ul style="list-style-type: none"> <li>①同通知2の(1)の実質化された人・農地プラン、</li> <li>②同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、</li> <li>③同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等</li> <li>④同通知5の(1)に基づき公表された工程表のいずれかにおいて、中心経営体の面積が記載され、地域内の農地の集約化に関する方針等と関連付けがされている中心経営体。</li> </ul> </li> </ul>
③ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で法人登記されていること (1戸1法人も対象)。</li> <li>目標年度までに法人化する者にあつては、成果目標 (⑦農業経営の法人化) の設定を行う必要がある。</li> </ul>
	イ GLOBALG. A. P. 又はAS IAG APの認証を取得している。	1点	
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。	2点 なお、以下に	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月1日以降、令和3年3月31日までに就農した (する) 者を対象とする。</li> </ul>

	ただし、認定就農者である場合に限る。	<p>該当する場合は、それぞれ加点する。</p> <p>a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員が過半が50歳以下である場合に限る。）は、2点加点する。</p> <p>b 事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合には、1点加点する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就農後5年度以内の者は、就農時点で50歳以下であれば2点加点。</li> <li>・令和2年度中に50歳以下で就農する場合も2点加点。</li> <li>・就農とは、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業を開始した時点</li> <li>② 農用地等の所有権や賃借権の取得</li> <li>③ 機械や施設の取得又は設置等をいうが、個々の事情により判断すること。</li> </ul> </li> <li>・「過半」は、50%以下の場合の対象ではない。</li> <li>・後継者の認定就農者は、親が行っていた過去の実績をもってポイントとすることはできない。</li> <li>・後継者が認定就農者として就農し、その後、親と共同名義で認定農業者となった場合、新規就農の配分ポイントを受けることは可能であるが、親が行っていた過去の実績をもってポイントとすることはできない。</li> <li>・法人の場合、当該法人が事業実施年度に農業経営を開始する又は農業経営開始後5年度以内であり、かつ、認定就農者である場合に加点できる。なお、法人において50歳までに就農した者である場合の加点については、役員が過半が50歳以下である場合の対象となる。</li> </ul>
⑤ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	<p>1点</p> <p>なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年11月17日から令和2年11月16日に受け入れの実績のある場合が対象となる。</li> <li>・就農支援を行っている関係機関等を通さず個人的に受け入れている場合も対象となる。</li> <li>・受け入れた農業研修生が平成27年11月16日以降に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合に1点加点。</li> </ul>
⑥ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で該当する取組であること。</li> <li>・アは、女性農業者が申請する場合に対象となる（申請者が女性で</li> </ul>

	門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの		あっても、実質的に男性の取組である場合は対象とならない。
⑦ グローバル産地計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定したグローバル産地計画の承認がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであること。	1 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G F P グローバル産地計画の承認規定（平成31年 2 月 1 日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知）第 3 の 2 に基づく計画の承認が行われていること。</li> </ul>

(注) 家族経営や任意組織（集落営農組織や農業者の組織する団体等）等が法人化した法人や親元就農した者等について、同一の経営が継続しているとして過去の取組の実績により④以外の項目で加点した場合には、④の加点対象となる者であっても④の加点は行わない。

◎下記の項目は、地区の取組内容について該当するもの。

I 人・農地プランの実質化の状況

項目	現状の水準	点数	運 用
人・農地プランの実施化の取組	支援計画の作成までに、事業実施要望地区内の人・農地プランが実質化されている。	1 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目における実質化された人・農地プランとは、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知）の               <ol style="list-style-type: none"> <li>①同通知 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、</li> <li>②同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、</li> <li>③同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等をいう。</li> </ol> </li> <li>・上記の判断にあっては、市町村の人・農地プラン担当にも確認の上、行うこと。</li> </ul>

II 事業実施地区内における農地集積の状況

項目	現状の水準	点数	運 用
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施前 3 年度内：平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 11 月 16 日</li> <li>・現時点：令和 2 年 11 月 16 日</li> </ul>

① 担い手への農地集積	事業実施要望地区内における中心経営体の地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	2点	・現時点で集積率が80%以上であること。
② 農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区内の中心経営体の地域の担い手への農地集積の取組を進め、3年度前より地区の中心経営体への農地集積率が1割以上増加している。	1点 ただし、左記のうち事業実施前年度内に増加した農地集積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活用している場合は2点を加点する。	・3年度内に農地集積率が1割以上増加していること。 ・3年度前に人・農地プランが作成されていない場合は、人・農地プランが作成された日を起点として算定すること。